

平成29年度 智頭町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月10日(月)
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計 16名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 無し

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (2) 農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第四回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、欠席はありませんので十六名中十六名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。
- 議長 それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願いします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番十六番中澤一博委員、席番二番大原知子委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。
- 局長 議案第一号、農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第五条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。
それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第一号番号一を説明します。
本件は、農地法第五条第一項の申請で、墓地への転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。譲渡人は大字口波多の〇〇〇〇さん、譲受人は大字口波多の〇〇〇〇さんです。申請地は大字口波多の畑一筆で、九平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。
- 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
- 農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域外です。転用区分は第二種農地と判断されます。転用目的は、墓地の移転・新設の為です。区分と転用目的については適当であると考えます。
- 資力および信用については、必要な資金について、預貯金通帳の写しにて残高を事務局で確認している為、問題ないと考えます。
- 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、該当しないと考えます。
- 許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、参拝に困難を要している為問題ないと考えます。
- 申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当なしと

考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当な面積で申請前に分筆しており、適当な面積であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、周辺に墓地もあり、営農条件への支障はなく集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、責任をもって対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年六月十四日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から七ページです。

地区担当の席番二番大原知子委員に、調査結果の報告をお願いします。

大原委員

調査結果を報告します。七月六日、譲受人の母親と現地では話を伺いました。畑一筆が広がった為、必要最小限の面積で分筆してあります。現在の墓地は山の斜面にあり、自身の所有農地も考えられたそうですが危険な場所が多く、今回の申請地を譲っていただく話になったそうです。周囲に墓地も多く、今回の申請は適当であると考えます。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明を求めます。

局 長

議案第一号番号二を説明します。

本件は農地法第五条第一項の申請で、農家住宅への転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。譲渡人は大字新見の〇〇〇〇さん、譲受人は鳥取市在住の〇〇〇〇さんです。申請地は大字新見の田一筆で、九百九平方メートルです。智頭町は線引きしておりませんので、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域外です。転用区分は第三種農地と

判断されます。転用目的は、農家住宅新築の為の申請です。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金について、金融機関発行の融資証明書にて事務局が確認している為、問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、今年中に完成の予定としている為問題ないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、該当なしと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになってはいますが、適当な面積で申請前に分筆しており、適当な面積であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は造成のみを目的としていないので該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになってはいますが、周辺に墓地もあり、営農条件への支障はなく集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、責任をもって対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年六月十九日、事務局は同日受付になっております。位置図については、八から十六ページです。

地区担当の席番十三番西尾寿行委員に、調査結果の報告をお願いします。

西尾寿委員 調査結果を報告します。大分前から、譲受人の祖母である譲渡人から相談を受けていた件です。場所は新見集落の下手の隅です。申請地の周辺の水路は下手の田の水路とは別の水路なので、影響はありません。中山間地域等直接支払交付金の対象からは外してあります。問題は無いと考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について、事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号一を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字波多の〇〇〇〇相続財産管理人〇〇〇〇さんです。申請地は、大字駒帰の畑一筆で、六十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、所有者が死亡した後、約六十年耕作せず、現在原野の状態となっています。申請年月日は平成二十九年六月六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十七ページから十九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。六十年間耕作されていないので、荒れています。今の状態では農地に復旧できないと認めます。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。

会長 私からいいですか。非農地とした後、申請地はどのように利用される予定か確認していますか。隣地がまだ農地のようなので、今回申請地を非農地として認めたものの、例えばここは農地では無いからと言って木を植えたりされたら、日照権の問題も出てくる。隣地の承諾書は提出されておりますか。

局長 今後の利用計画についてはまた確認しておきます。

会 長 必要であれば、智頭町農業委員会としての日照権に関する指導要領を設けているので、事務局から指導しておいてください。

局 長 わかりました。
他にご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。
続きまして番号二について、事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号二を説明いたします。
非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字山根の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字山根の田一筆で、六十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和五十五年、居宅横の申請地へ増築。その後五十九年、更に車庫を増築。以降宅地用地として現在まで利用しているものです。申請年月日は平成二十九年六月十三日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十ページから二十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十五番國岡美保子委員から報告をお願いします。

國岡委員 調査結果を報告します。六月十三日、申請者と娘さんに話しを聞きました。農業振興地域の区域外であり、

非農地の状態から二十年以上経過という事で、やむを得ないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年七月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年六月二十三日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が七筆です。面積は、合計六千四百三十八平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について
農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十九年七月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局長 報告(一)をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を一件受理しました。これは、利用
権設定賃貸借一件の合意解約です。

(報告書に基づき、個別の内容説明)

議長 農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。
報告(一)について、ご質問、ご意見等はありませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
続きまして(二) 農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届について
農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十九年七月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局長 報告(二)をご覧ください。農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を二件受理し
ました。

(報告に基づいて内容を説明)

議長 農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。
報告(二)について、ご質問、ご意見等はありませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
以上で、本日の提出案件はすべて終了します。
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。
・ 荒廃農地調査に係る非農地通知の取扱いについて
・ 次期農業委員担当地区割りについて
・ 退任委員返却物品について
・ 全国農業新聞継続購読のお願いについて

議長 以上をもちまして、平成二十九年度第四回総会を閉会いたします。

局 長

ありがとうございました。

次回総会は、八月十日木曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年七月十日

会 長 小 林 功